

令和2年（行ウ）第36号 総長解任処分取消等請求事件

原 告 名和豊春

被 告 国立大学法人北海道大学 外1名

準 備 書 面 (6)

一 総長選考会議の法的地位と解任手続をめぐる証拠調べの必要性 一

2023（令和5）年10月16日

札幌地方裁判所 民事第2部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐 藤 哲 之



弁護士 佐 藤 博 文



弁護士 小 野 寺 信 勝



外7名

第1 本書面の目的

- 1 本書面は、第14回弁論期日までの主張及び証拠調べの到達点を明らかにし、原告が2023年1月10日付け申出書で申請した3人（石山喬・総長選考会議議長、笠原正典・総長職務代理、吉川武・調査委員会委員長）の証人調べが必要不可欠であることを明らかにする。

念のため確認すると、原告の主張は、訴状第2章の第1乃至第5に加え、準備書面（5）（2023年1月10日付け）で追加主張を行い、甲46乃至105号証及び原告陳述書I（甲106）を提出している。

これに対して、被告北大は、準備書面(1)（2021年5月17日付け）と準備書面(5)（2023年3月15日付け）で答弁し、その際に丙34乃至46号証を提出しているが、本件解任手続の内容を説明し法的正当性を主張する陳述書の提出及び証人申請はしていない。

裁判所は、本件解任の手続論の議論をそこで止め、原告が申請した証人の採用を留保したまま、解任理由である「その他役員たるに適しない」に該当する「非違行為」の事実調べに入り、15名の尋問が終了した。

2 解任手続に関する被告北大の主張は、総長選考会議が平成30年10月23日に役員会理事5名連名の報告書を受け取り、11月6日の第1回臨時会議で調査の開始と調査委員会の設置を決め、その後解任申出決議をするまでの総長選考会議手続に瑕疵はないというものである。役員会その他の業務執行は関係ないとして、もっぱら総長選考会議の形式手続的な説明にとどめている（被告北大の準備書面(5)1頁）。

しかし、原告の主張は、総長選考会議の解任手続は、形式的手続的にみたとしても明らかに重大な違法が認められ、しかもそれを実質的に遂行したのは原告以外の役員理事であり、国立大学法人法と学内規程が総長選考会議に与えた法的地位と権限を逸脱したものだということにある。

以下、主張した多数の論点の中から、分岐点とも言うべき争点に絞って主張を整理し、原告申請3名の尋問が必要であることを述べる。

3 なお、次回10月18日は原告本人尋問で丸一日を費やす予定であるため、予備日である10月25日を弁論期日として、原告申請証人の採否を含め今後の審理について協議することを求める。

第2 平成30年9月29日原告に対する辞任要求の真偽と内容、その後の解任手続への展開について

1 事実認定の争点

- (1) 平成30年9月28日に定例の総長選考会議が開催されたが、原告の非違行為や辞任について何も審議されておらず（甲51）、翌日29日、原告が石山議長、横山議長代行、齋藤隆広弁護士によって突然辞任を要求された。その発言内容は、齋藤弁護士が原告のパワーハラに関する公益通報を自分が阻止している、石山議長がパワーハラに関する録音テープもあるというものだった。
- (2) これに対して、被告北大は、準備書面(1)で、9月29日に総長室を訪れたことは認め、辞任を要求したことは否認していたが、準備書面(5)では「進退について検討するように伝えた」と変更した。しかし、それでも「辞任を要求していない」と強弁し、石山議長や齋藤弁護士の発言内容について具体的に説明することをしていない。

2 立証の到達点について

この問題で、長谷川理事は次のように述べ（丙1の343頁6行目以下及び343頁18行目以下）、西井理事も間違いないと証言した（9月27日証人尋問の結果）。

「8月28日に私は齋藤隆広・顧問弁護士から同様の話を聞く機会があり、ハラスメント以外にもさらに多くの非違行為があることを知った。私は憂慮に堪えず、笠原・西井両理事にもこの状況を伝え、三理事で緊急に対応を考えることになった。

（略）その後、9月半ばまでの協議を承けて、私は三理事を代理して総長選考会議の石山議長・横山副議長に出向き、二人に総長の非違行為の話を伝え、皆で相談することになった。そして、齋藤弁護士・両会長・三理事が協議した結果、9月29日に両会長が弁護士を帯同して、非違行為の訴えが山積しており、大きな問題になる前に総長に身を引くよう勧告することになった。」

3 証拠調べの必要性

- (1) 被告北大の答弁は、前記の長谷川供述に反するだけでなく、本件解任事由に係る情報に初めて接したのが平成30年10月23日とする総長選考会議の解任申出結果の説明（甲21の2頁）とも矛盾する。

しかも、長谷川供述は、平成30年9月に役員3理事で協議を重ね、さらに石山議長と横山議長代行、齋藤弁護士の5者で協議して、原告を辞めさせる判断をしたと言っている。

そこには、役員会の議論も、総長選考会議の議論も全くない。

- (2) 被告北大の顧問弁護士である齋藤弁護士が、代表者である原告の意思を離れて利害が対立する行動をとった経緯が問題となるが、被告北大は答弁していない。

さらに、石山議長らは、公益通報や録音テープの存在を確認し、内容を確認したのか。そうであるならば前記甲21と矛盾し、違うのであれば虚偽の事実を申し向けた辞任要求の疑いがかかる。

また、公益通報を止めている（その間に辞任せよ）という発言は、脅迫による辞任要求の疑いがかかる。

以上の真偽を明らかにするためには、石山議長及び笠原理事の両者の尋問が必要である。

第3 平成30年12月8日辞表提出と役員理事らによる阻止及び総長選考会議の対応について

1 事実認定の争点

- (1) 原告は、平成30年12月8日、被告北大の混乱を避けるために「健康上の問題」を理由に辞任することを申し出た（甲3の1、2枚目）。

これに対し、石山議長が同月9日、「(原告の)名譽が棄損されないように取り計らう」と回答し、選考会議で取り上げることを約束した。しかしその後、総長選考会議からは何の連絡もなかった。

- (2) これに対し、被告北大は、準備書面(5)で、「辞任願」は辞任に関する条件付きのものであり、また、石山議長が受領した「辞任願」は日付の記入もないコピーであり、総長選考会議規程第9条2号の「辞任の申出」には該当しない、だから総長選考会議で審議する必要もないと答弁している（10頁）。

2 立証の到達点について

- (1) これについて、長谷川理事と齋藤弁護士が中心になって阻止した経緯を、長谷川理事がヒアリング記録（丙1の335～336頁）で自慢話のように明らかにしている。

「石山さんも、辞表を出すと言っているのだからここでもらえれば北大は傷はつかないだろうと、それで私が辞表を貰って文科省へ名和さんと一緒にあって文科省に頼めば理解してくれるだろうと仰るわけである。正直言って、これはオレオレ詐欺だと思った。」（335頁下から1行目～8行目）

「何とか行かせたくないけどどうしたらいいかと。結局、斎藤さん（注：斎藤弁護士）もそこまで言っているのでは止めようがないと。せめていくつか条件を付けてそれを伝えてくれと言われた。」（同頁下から1行目～8行目）

ら4行目～2行目）そして、次のように言う。

「石山会長は一応署名したが「受」と書いた。「受 石山喬」と書いた。「受」と言うのは多分受け取っただけだという意味だろうと言うのが僕らの理解で、ご本人も多分笠原先生は詳しく言っていないが、多分話した時にご本人もそう仰ったんじゃないかと思う。で、これは畏だと。診断書とか辞表も写しとかでみんな小道具だという風に僕と笠原先生はすぐ話して、危なかったということがあった。これが籠絡事件と私が称している事件である」（336頁下から7行目～2行目）

- (2) 3理事らが「辞任させない、いかに解任させるか」で行動していたことは、皆川理事も隠していない（丙1の386頁26行目）。

「…3分の2じゃないと可決されないので、これほどハードル高すぎて無理だな、とか、あと、顧問弁護士の齋藤先生とは長谷川理事経由で相談しながらやっているので、とりあえず斎藤弁護士のアドバイス、逐一相談しながらやるということに尽きるのかなど、今は思っている。」

3 証拠調べの必要性

長谷川理事らは、「辞任願」受領阻止で動いたわけだが、総長の辞任届は総長選考会議の専権事項であり、理事が介入できる問題でない。

本件「辞任願」の受理拒否が違法であれば、その後原告に対して、その意思に反して解任手続に付し、多大な負担を課して解任したのは適正手続に反する重大な違法といわざるをえない。

そうすると、石山議長は、原告の「辞任願」提出をどう認識し、どう処理したのか。なぜ辞任意思を確認することもせず、選考会議に諮ることもしなかったのか。かかる事実を明らかにするためには、石山議長と笠原理事の証言を得る必要がある。

これは、原告に辞めてもらえばよいという問題でなく、必ず解任にすることに意味があるとする、役員理事と総長選考会議の決断の表れと解さざるをえない。

その後の手続が、もっぱら解任のための情報集めとなり、原告の聴取や反対証拠の収集・検討を怠り、原告の防御権行使も「誓約書」等の条件を踏み絵に厳しく制限したこと、さらには総長選挙で原告を支持した多くの教職員に知られないように徹底して秘密にして切断を図ったことが、よく理解できるのである。

この点で、石山議長と笠原理事には一連の手續が適正であった説明責任があり、原告には弾劾的に尋問する機会が与えられる必要がある。

第4 解任手続全体を通じて、「非違行為」（甲2で言う「具体的事実」）の特定、その証拠の開示、原告の聴取、原告の反証活動の保証など、適正手続の基本原則が履践されていないことについて

1 原告の聴取がないことについて

被告北大は、原告に対して、平成30年11月12日石山議長名で調査委員会が「事実確認のための聞き取り調査」を行うことを通知したが（甲2）、実施されなかった。原告が調査対象の「具体的事実を記載した書面」の交付を要求していたが、これもなかった。

被告北大は、上記の事実を認めるが、原告の未聴取は総長選考会議で意見陳述の機会を与えたのだから手続上の瑕疵に該らないと強弁する（被告北大準備書面(5)7頁）。

しかし、約束違反は明白であり、弁解の余地はない。しかも、調査委員会と選考会議は目的も、構成員も、心証形成も全く別であり、説

明になっていない。不利益処分対象者に対する適正手続保障の大原則に反するものである。

総長選考会議と調査委員会は、調査の目的と適正手続についてどう考えてどう行ったのか説明し、原告には弾劾的に尋問する機会が必要である。

2 第2回総長選考会議とその前後をめぐる問題

(1) 第2回総長選考会議（平成30年2月12日）は、調査委員会の報告書が直前に委員に送付され、資料は当日机上配布だけにすぎず、黙読と調査委員会委員長の説明が行われた。所要時間は1時間15分にすぎないから（甲54）、膨大な資料を読んだり録音テープを聞いたりしていないことは自明である。ところが、被告北大は「十分な時間を確保」したと強弁する（準備書面(5)9頁）。

そして、調査委員会の再調査は不要と結論付け調査終了を決め、総長への意見陳述の段取りを「顧問弁護士と相談のうえ議長に一任」と決めた（甲54）。従って、調査委員会の委員の構成や選考会議規程との適合性の検討、後に議長が会議外で委嘱した3弁護士の経歴や専門性、適任性などは、全く議論されていない。

(2) 上記の内容をマネジメントしたのは、総長選考会議に実働能力はないから、長谷川氏ら役員理事であると推察されるが、被告北大はこの点を黙して語らない。

このような中で、笠原、長谷川、西井の3理事は、第1回会議に続き第2回会議も出席し、しかも長谷川、西井の2理事は「非違行為」の被害当事者（調査委員会の調査も受けている）という立場だった。この2理事の利害相反について、被告北大は答弁していない。

(3) さらに、直前の2月7日、原告は退院して復職を申し出たところ、笠

原職務代理理事が10日付文書（甲5）で、「調査委員会からの調査報告を踏まえ、総長選考会議議長から、貴職がいわゆるパワーハラスメントほかの複数の非違行為に及んだとの報告を受けました」と、規程根拠を示すこともなく復職を拒否した。

これに対して、原告は、総長選考会議に諮られる前の調査報告書を石山議長が役員理事に提供し、それを役員会決議に使うことは、総長選考会議と役員会の双方において権限逸脱行為であり、重大な適正手続違反である。

しかし、被告北大はこの経緯と正当性について説明していない。

- (4) 以上のとおり、第2回会議とその前後に關わる総長選考会議と役員理事の関係について、手続の主宰者である被告北大は説明する責任があり、原告には弾劾的に尋問する必要性がある。

3 総長選考会議メンバーと役員理事の地位矛盾

笠原、長谷川、西井の3理事は、本来の正委員である学内5理事とは別に、恒常的にオブザーバーとして出席し、しかも担当業務を指定する形で指名し（一本吊り）、原告を排除したものだった（丙35）。これは本件解任手続からすると、総長選考会議と役員理事の権限の均衡関係を壊し、原告と利害対立する理事を加えたもので、適正手続に反する。

かかる原告の主張に対して、被告北大は、総長選考会議が決めたことだから問題ないとし、第3回会議以降は出席していないから問題ないと弁明する（準備書面(5)8頁）。

しかし、3理事は原告と利害対立する者であり、解任手続の開始決定から調査委員会報告の説明と調査終了まで出席しているのであって、調査終了という「大任」を果たした後に、審理に総長選考会議の

審議に出席しないのは議決権がない以上当然のことであり、要するに原告と顔を合せないというだけのことすぎない。

この点、総長選考会議と役員理事に対して説明を求め、原告が弾劾的に尋問する機会が必要である。

4 不成立の選考会議で原告の意見聴取した手続の適法性

令和元年5月21日に原告の意見聴取手続が行なわれたが、同年6月21日に「名和総長に対する口頭による意見陳述」（甲62に記載）が行われている。後者は6月20日に原告の「質疑応答」を行う重要な会議だったが、過半数にも達しない5名で不成立となつたため、「委員長代表者による質疑応答」としたものである（甲59の2枚目）。

しかし、委員は皆同じ権限で、それぞれ心証形成して判断するのであって、議長に「聴取」を代表させることは認められない。

これに対して、被告北大は反論できず、6月24日選考会議で「議長が委員に詳細に報告している」（甲62）から問題ないというのみである（準備書面(5)11頁）。しかし、甲62の議事録には甲19の反訳文は配布されていない。

もし石山議長が会議が不成立なので代表して聴取すると冒頭に説明があったなら、原告と代理人（当時）は聴取に応ずることなく、正式な会議の場での発言を要求した。

かかる手続の適法性について、石山議長は説明し、原告が弾劾的に尋問する必要がある。

第5 最後に

本件は、国立大学が法人化されて初めての解任事案であり、裁判例というものが没有。国立大学法人法も被告北大の総長選考会議規程も、解任手

続について具体的に定めているわけではない。もとより、会社取締役会の役員解任などとは基本原理も手続も違い、全く参考にならない。

このような中で、本件は否が応でも最初の判例として、多方面から批判、批評にさらされることは確実である。それ故に、当裁判所には徹底した審理を求めるものである。

以上